



# 山形県公報

平成26年3月4日(火)  
第2525号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 昭和49年4月県告示第443号(公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定)の一部改正……………(水大気環境課) ……179
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(健康福祉企画課) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……180
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……181
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(用地課) ……182
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同

### 公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……同
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施……………(建築住宅課) ……183

## 告 示

### 山形県告示第182号

昭和49年4月県告示第443号(公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定)の一部を次のように改正する。

平成26年3月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

「

|          |   |   |
|----------|---|---|
| 新井田川(全域) | C | ハ |
|----------|---|---|

」を「

|          |   |   |
|----------|---|---|
| 新井田川(全域) | B | イ |
|----------|---|---|

」に改める。

### 山形県告示第183号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成26年3月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称       | 施設又は実施する事業の種類       | 指定介護機関の所在地    | 指定年月日      |
|-----------------|---------------------|---------------|------------|
| 居宅介護支援事業所おさなぎ   | 居 宅 介 護 支 援         | 東根市中島通り一丁目25号 | 平成26. 1. 1 |
| デイドリームセンター笑顔のたね | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護 | 山形市西田一丁目2番5号  | 同 2. 1     |

|                       |                              |                  |   |      |
|-----------------------|------------------------------|------------------|---|------|
| イエロー・グリーン薬局 あ<br>こや町店 | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養<br>管理指導 | 山形市あこや町三丁目12番14号 | 同 | 2. 3 |
| 訪問介護事業所 すまいる          | 訪 問 介 護<br>介護予防訪問介護          | 新庄市大字萩野字赤坂172番地  | 同 | 2.12 |

**山形県告示第184号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年3月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
山形県高齢者福祉生活協同組合米沢地域福祉事業所「まごころ」  
米沢市舘山一丁目1番19号

(2) 届出の内容

| 指定介護機関の所在地 |               | 変更年月日      |
|------------|---------------|------------|
| 変 更 前      | 変 更 後         |            |
| 米沢市直江町9番3号 | 米沢市舘山一丁目1番19号 | 平成22.12.27 |

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
株式会社サン十字 デイサービス  
米沢市桜木町1番64号

(2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称    |                 | 変更年月日      |
|--------------|-----------------|------------|
| 変 更 前        | 変 更 後           |            |
| デイサービス ことばの泉 | 株式会社サン十字 デイサービス | 平成25.10.14 |

| 指定介護機関の所在地      |             | 変更年月日      |
|-----------------|-------------|------------|
| 変 更 前           | 変 更 後       |            |
| 米沢市窪田町窪田1236番地5 | 米沢市桜木町1番64号 | 平成25.10.14 |

- 3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
瑞穂の郷 デイサービスセンター本館  
鶴岡市羽黒町細谷字北田128番地1

(2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称      |                   | 変更年月日      |
|----------------|-------------------|------------|
| 変 更 前          | 変 更 後             |            |
| 指定通所介護事業所 瑞穂の郷 | 瑞穂の郷 デイサービスセンター本館 | 平成26. 1. 1 |

4 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

グループホームひより  
酒田市京田二丁目69番地の7

(2) 届出の内容

| 指定介護機関の所在地     |                | 変更年月日       |
|----------------|----------------|-------------|
| 変 更 前          | 変 更 後          |             |
| 酒田市船場町一丁目7番30号 | 酒田市京田二丁目69番地の7 | 平成26. 1. 18 |

山形県告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成26年3月4日から同月17日まで縦覧に供する。  
平成26年3月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 米沢南陽白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                     | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|-----------------------------------------|------|------------------|-------------|
| 南陽市漆山字上鴨ヶ岡3806番13から<br>同 字矢ノ沢口西2471番3まで | 旧    | 8.5メートル<br>} 4.6 | メートル<br>143 |
| 同 上                                     | 新    | 8.5メートル<br>} 4.6 | 同 上         |
| 同 上                                     |      | 9.0メートル<br>} 4.0 | メートル<br>126 |

山形県告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成26年3月4日から同月17日まで縦覧に供する。  
平成26年3月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 米沢南陽白鷹線
- 2 供用開始の区間 南陽市漆山字上鴨ヶ岡3806番13から  
同 字矢ノ沢口西2471番3まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月4日

**山形県告示第187号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年3月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
鶴岡市田麦俣地域  
西村山郡西川町志津地域
- 2 公共測量を実施した期間  
平成25年8月30日から平成26年1月27日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量、0.5mグリッドデータ）

**山形県告示第188号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年3月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
東田川郡庄内町、最上郡大蔵村地域
- 2 公共測量を実施した期間  
平成25年6月19日から平成26年2月14日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ）

**山形県告示第189号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年3月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
最上郡戸沢村地域（角川流域）
- 2 公共測量を実施した期間  
平成25年9月24日から平成26年2月14日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量、1mグリッドデータ）

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成26年7月4日まで縦覧に供する。

平成26年3月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
おーばん桜田南店  
山形市桜田南2番2号外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社おーばん 天童市東長岡二丁目6番13号  
代表取締役 二藤部洋

- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成26年10月30日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,847平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 89台
  - (2) 駐輪場の収容台数 56台
  - (3) 荷さばき施設の面積 85平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 31立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
イ 開店時刻 午前9時  
ロ 閉店時刻 午後11時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後11時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前7時から午後8時まで
- 7 届出年月日  
平成26年2月19日
- 8 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年7月4日までに知事に提出することができる。  
 (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）  
 (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
 (3) 意見

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第1項の規定により、同法第13条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験を公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）が次のとおり実施する。  
平成26年3月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

| 区 分           |               | 日 時                               | 場 所                           |
|---------------|---------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| 二 級 建 築 士 試 験 | 学 科 の 試 験     | 平成26年7月6日（日）<br>午前10時から午後5時10分まで  | 山形市緑町一丁目5番12号<br>山形県立山形工業高等学校 |
|               | 設 計 製 図 の 試 験 | 平成26年9月14日（日）<br>午前11時から午後4時まで    | 同 上                           |
| 木 造 建 築 士 試 験 | 学 科 の 試 験     | 平成26年7月27日（日）<br>午前10時から午後5時10分まで | 同 上                           |
|               | 設 計 製 図 の 試 験 | 平成26年10月12日（日）<br>午前11時から午後4時まで   | 同 上                           |

2 受験申込手続

- (1) 書面による受験申込  
イ 受付場所における受験申込  
次の受付期間及び場所により、原則として申込者本人が受験申込書を直接提出して申し込むこと。

| 受 付 期 間                                          | 場 所                                     |
|--------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 平成26年4月10日（木）から同月14日（月）まで<br>（各日とも午前10時から午後5時まで） | 山形市城北町一丁目12番26号<br>一般社団法人山形県建築士会        |
| 平成26年4月10日（木）<br>（午前10時から午後5時まで）                 | 東田川郡三川町大字横山字西田48番地の8<br>出羽商工会三川支所内の受付場所 |

ロ 郵送による受験申込

次のいずれかに該当する者に限り、郵送により受験を申し込むことができる。その場合は、平成26年3月17日（月）から同月31日（月）までの消印のあるものを有効とし、簡易書留郵便により東京都中央区京橋二丁目14番1号 公益財団法人建築技術教育普及センター本部に送付すること。

- (イ) 二級建築士試験を受験する場合にあっては、過去に二級建築士試験を受験したことがある者で、当該二級建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付することができるもの
- (ロ) 木造建築士試験を受験する場合にあっては、過去に木造建築士試験を受験したことがある者で、当該木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付することができるもの
- (ハ) 離島等のため受付場所における受験申込ができない等やむを得ない事情がある者で、勤務先の証明書又は住民票を添付することができるもの

(2) インターネットによる受験申込

平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り、インターネットにより受験を申し込むことができる。その場合は、平成26年3月24日（月）午前10時から同月31日（月）午後4時までの間にセンターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力して申し込むこと。

3 その他

詳細については、県土整備部建築住宅課（電話023(630)2643）又は一般社団法人山形県建築士会（電話023(643)4568）に問い合わせること。